

令和 8 年 2 月

選挙管理委員会

日時 令和 8 年 2 月 5 日 (木)  
午後 5 時 3 0 分  
場所 佐賀市役所本庁 7 階  
選挙管理委員会事務局

## 会 次 第

### 1 委員長あいさつ

### 2 議 事

- (1) 第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について
- (2) 公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿の登録について
- (3) 令和8年度事業計画について
- (4) その他

### 3 報告事項

### 4 閉 会

## 【 議 事 】

### 1 第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について

#### (1) 開票立会人の選任について

##### ①衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

候補者届出政党又は候補者から届出のあった開票立会人は次のとおりであり、10人を超えないので、公職選挙法第62条第2項の規定により、その者を開票立会人とする。

届出番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名	開票立会人
1	減税日本・ゆうこく連合	原口 一博	山下 美岐
3	自由民主党	岩田 かずちか	中尾 和幸
—	—	—	福井 章司

##### ②衆議院比例代表選出議員選挙

名簿届出政党等から届出のあった開票立会人は次のとおりであり、10人を超えないので、公職選挙法第62条第2項の規定により、その者を開票立会人とする。

届出番号	名簿届出政党等の名称	開票立会人
1	れいわ新選組	井筒 申
3	自由民主党	山田 宏一郎
4	中道改革連合	山田 伸明
5	減税日本・ゆうこく連合	永原 秀文
9	参政党	下吹越 優也
11	日本共産党	石橋 晴夫

#### (2) 投票管理者及びその職務を代理すべき者の変更について

法第37条第2項及び令第24条第1項の規定により、選任をしていた各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者について、変更が生じたため別紙1、別紙2のとおり告示する。

- 2 公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿の登録について  
選挙人名簿の3月定時登録を行う日である3月1日が、地方公共団体の休日にあたる日曜日であるため、公職選挙法第22条第1項の規定に基づき、直後の地方公共団体の休日以外の日にあたる3月2日の月曜日に登録を行うことになる。  
そのため、選挙人名簿の3月定時登録日を3月2日とする旨を別紙2のとおり告示する。
- 3 令和8年度事業計画（案）について  
⇒ 別添資料のとおり
- 4 その他

## 【 報 告 事 項 】

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者を次のとおり変更する。

令和8年2月5日

佐賀市選挙管理委員会  
委員長 櫻田 康 則

解任した者

投票区	住 所	氏 名
第42投票区	佐賀市	池田 成年

新たに選任した者

投票区	住 所	氏 名
第42投票区	佐賀市	徳永 尚之

別紙 2

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更する。

令和 8 年 2 月 5 日

佐賀市選挙管理委員会  
委員長 櫻 田 康 則

解任した者

投票区	住 所	氏 名
第 3 投票区	佐賀市	太田 慎吾
第 10 投票区	佐賀市	堤 一海

新たに選任した者

投票区	住 所	氏 名
第 3 投票区	佐賀市	田川 昌太
第 10 投票区	佐賀市	於保 僚

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、選挙人名簿の登録日を次のとおり定める。

令和8年2月5日

佐賀市選挙管理委員会

委員長 櫻田 康 則

選挙人名簿の登録日

令和8年3月2日